## 中間処理料金への産業廃棄物税相当額の上乗せについて

## 中間処理業者による税相当額の上乗せについて

産業廃棄物税は、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて、課税されます(リサイクル等により、最終処分場に搬入されないものには課税されません)。

排出事業者が中間処理業者に処理を委託する場合、産業廃棄物税の納税義務者は最終処分場に搬入する中間処理業者になりますが、税を負担する中間処理業者は中間処理料金に税相当額を上乗せして、排出事業者に請求することになります。

この場合、最終処分される重量は中間処理前の重量より減少することがあり、この中間処理前の重量に対する最終処分される重量の割合により、排出事業者が負担する税相当額が異なることになります。

## 中間処理(リサイクル含む)による税相当額の算出方法

【税相当額】= [中間処理前の産業廃棄物の重量(t)]×(残さ率)×1,000円(税率) 残さ率=中間処理後の産業廃棄物の重量/中間処理前の産業廃棄物の重量

〔例〕 廃プラスチック10トンが焼却処理後、最終処分される場合、 焼却処理の残さ率を0.2と仮定すると・・・ 税相当額=10トン×(0.2)×1,000円(税率)=2,000円

> 木〈ず10トンが破砕処理後、7割がリサイクルされ、残り3割が最終処分される場合、 破砕処理の残さ率を1.0、リサイクルの残さ率を0.3と仮定すると・・・ 税相当額=10トン×(1.0×0.3)×1,000円(税率)=3,000円

木〈ず10トンが破砕処理後、7割がリサイクルされ、残り3割が焼却処理後、最終処分される場合、

破砕処理の残さ率を1.0、リサイクルの残さ率を0.3、焼却処理の残さ率を0.1と仮定すると・・・ 税相当額 = 10トン×(1.0×0.3×0.1)×1,000円(税率) = 300円

## 中間処理による標準的な残さ率一覧表(参考)

ここでは、参考として、産業廃棄物の種類・処理方法毎の標準的な残さ率を示しております。

(社)沖縄県産業廃棄物協会提供

処理方法 廃棄物の種類	焼却	固化· 天日乾燥	破砕	脱水	中和	備考
有機性汚泥	0.10	-	-	-	-	
無機性汚泥	ı	0.95	-	0.75	-	
廃油(汚泥を含むもの)	0.20	-	-	-	-	
廃酸(固形不純物を含むもの)	0.20	-	-	-	0.30	
廃アルカリ(固形不純物を含むもの)	0.20	-	-	ı	0.30	
廃プラスチック	0.20	-	1.00	-	-	
紙〈ず	0.10	-	1.00	-	-	
木〈ず	0.10	-	1.00	-	-	
繊維くず	0.10	-	1.00	-	-	
動植物性残さ	0.10	-	-	-	-	
がれき類	ı	-	1.00	ı	-	
感染性廃棄物	0.10	-	-	-	-	
ガラス・陶磁器〈ず		_	1.00	-	-	
石膏ボード	-	-	1.00	-	-	
FRP	0.80	_	1.00	1	-	
ゴム〈ず	0.10	_	1.00	-	-	

注:実際の残さ率は、産業廃棄物の処理方法、施設の処理能力、種類、性状等により異なりますので、処理を委託される中間処理業者に直接お問い合わせください。